災害時における飲料の提供協力に関する協定書

災害時における飲料の提供について、清水町（以下「貸付人」という。）と（以下「借受人」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、貸付人が災害時に行う飲料の提供に対する借受人の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　清水町内に震度５弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、同町に対策本部が設置され、貸付人から飲料の提供について要請があったとき、借受人は、次項の内容により協力するものとする。

２　借受人は、第１項の要請があったときは、別表の災害時対応型自動販売機（以下「当該自販機」という。）の機内在庫の製品を貸付人に無償提供するものとする。

（要請の方法）

第３条　前条第１項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（自動販売機鍵運用方法）

第４条　借受人は、貸付人に対し、当該自販機の開錠用として鍵を預け、貸付人は、第１条の目的に準じ運用及び保管するものとする。

２　鍵の使用に関しては第２条の場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

３　貸付人が本条以外の目的での使用が確認された場合、本協定書は、失効し、貸付人は、借受人に対し、直ちに当該自販機の鍵を返却すると共に、借受人は、貸付人に対し、損失分の請求をできるものとする。

４　貸付人が当該自販機の鍵を紛失した場合、直ちに借受人に連絡するとともに、貸付人の負担にて鍵交換を実施するものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定の実施に関する連絡責任者は、貸付人にあっては町災害対策部長（総務課長）とし、借受人にあっては　　　　　　　　　　とする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、この協定の締結期間中に貸付契約が解除された場合には、本協定の効力を失うものとする。

（協議）

第７条　この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、その都度貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、貸付人及び借受人記名押印の上各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

貸付人　　住所又は所在地　　　静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の１

氏名又は名称　　　　　　清水町長　　関　義 弘　　㊞

借受人　　住所又は所在地

氏名又は名称

　　　　　　　 ㊞

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 物　件　番　号 | 令７－ |
| 施　設　名　称 | 清水町地域交流センター |
| 設　置　場　所 | 休憩コーナー（北側） |
| 自動販売機鍵番号 |  |
| 自動販売機鍵授受日 |  |